

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市こども誰でも通園制度試行的事業に係る事務処理センター運営等業務
発 注 課	子) 子育て支援課
選 定 事 業 者	TOPPAN株式会社 東日本事業本部北海道事業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 当該業務は、こども誰でも通園制度試行的事業の追加実施場所に係る事業者や市民からの問い合わせに対応するほか、9月以降に多量に発生する事業の実績報告書作成及び審査等の業務を新たに委託し執行するものであり、業務開始後に迅速かつ適切に対処できることが不可欠である。 また、当該業務で行う市補助金に係る審査は、現在履行中のコールセンター等業務で随時発生する利用登録児童に係る個人情報を利用して行うものであることから、業務を安全かつ円滑に遂行するためにコールセンター等業務と一体的に実施する必要がある。 については、事業の実施場所との連絡体制や業務処理のためのシステムが既に構築されており、コールセンター等業務と一体的に業務を行える業者はTOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号